

15 この協定は、平成22年4月1日から実施する。

16 この協定の有効期間は、平成23年3月31日までとする。ただし、期間満了6月前までに甲、乙いずれかからも終了の申し出がない場合は、1年ごとに継続して期間を延長するものとする。

この協定書は、2通作成し、甲と乙が各1通を所持する。

平成22年4月1日

甲： 国立大学法人千葉大学長

乙： 独立行政法人

国立精神・神経医療研究センター理事長

齋 藤

康



樋 口 輝

彦

